

# 熊本県公報

第 1 1 1 8 9 号  
平成 16 年 11 月 5 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○道路の区域変更	(道路総務課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 2
○ "	( " ) 2
○自転車歩行者専用道路の指定	(道路総務課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 2
○屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定	(都市計画課) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(介護保険課) 4
○字の区域の変更	(市町村総室) 4
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分	( " ) 4
○開発行為に関する工事の完了	( " ) 5
○ "	( " ) 5
○ "	( " ) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 5
○ "	( " ) 6
○ "	( " ) 7
○ "	( " ) 7
○ "	( " ) 7
○換地処分	(農地建設課) 8
<b>登 載 依 頼</b>	
○第6回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 8
○熊本県海面利用協議会の会議の開催	(漁政課) 9
○公示による通知	(用地対策課) 9

## 告 示

### 熊本県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年11月5日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池 赤水線	菊池郡大津町大字矢護川字屋敷 同所 同字	前	7.6 ～ 10.3	33.5	単道改
			後	9.8 ～ 13.3	33.5	

主要 地方 道	菊池 赤水線	菊池郡大津町大字矢護川字屋敷 1367番地先から 同所 同字 1370番地先まで	前	7.2 ～ 8.3	61.5	単道改
			後	7.5 ～ 10.9		

2 区域変更する期日 平成16年11月5日

#### 熊本県告示第1083号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮谷 義子

##### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 和樂 牛深市牛深町1641番地4	医療法人社団 福本会	平成16年10月14日

#### 熊本県告示第1084号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮谷 義子

##### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
白寿の家 荒尾市増永字京侍2687番地17	社会福祉法人 杏風会	平成16年10月15日

#### 熊本県告示第1085号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、平成16年11月5日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮谷 義子

##### 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡あさぎり町深田東球磨川左岸堤外地先から 球磨郡あさぎり町免田東2264番3地先まで	5.0	72.5

2 指定する期日 平成16年11月5日

#### 熊本県告示第1086号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年11月5日

熊本県知事 潮谷 義子

##### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターかてて 熊本市鶴羽田町350番地1	社会福祉法人 青山会	平成16年10月20日

**熊本県告示第 1087 号**

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 の項の表 5 の 1 の項を次のように改める。

5 の 1	国道 218 号	第三種 禁止地域	国道 3 号との交点 (松橋町浦川内地内)	宮崎県との境界	路端から 100 メートル以内	松橋町 豊野町 美里町 矢部町 清和町 蘇陽町
-------	----------	-------------	--------------------------	---------	--------------------	--

3 の項の表 17 の 5 の項を次のように改める。

17 の 5	国道 443 号	第三種 禁止地域	甲佐町と美里町との境 界	九州縦貫自動車道と の交点（宮原町宮原 村地内）	路端から 100 メートル以内	美里町 泉村 東陽村 宮原町
--------	----------	-------------	-----------------	--------------------------------	--------------------	-------------------------

3 の項の表 18 の 3 の項を次のように改める。

18 の 3	国道 445 号	第三種 禁止地域	国道 218 号との交点 (美里町三和地内)	九州縦貫自動車道と の交点（人吉市北願 成寺町地内）	路端から 100 メートル以内	美里町 泉村 五木村 相良村 人吉市
--------	----------	-------------	---------------------------	----------------------------------	--------------------	--------------------------------

**熊本県告示第 1088 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 11 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大岩字古寺川内 613・623（以上 2 筆合併）の 1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古寺川内 613・623（以上 2 筆合併）の 1（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町吉尾字市居原 86 の 1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字市居原 86 の 1（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字小川内平 1174 の 2
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る